

旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量、工事に係る調査及び設計業務（以下「建設工事等」という。）の入札に係る閲覧用図面及び工事費内訳書等の見積用参考資料（以下「設計図書」という。）の有償頒布について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 設計図書の有償頒布は、旭川市水道局が条件付き一般競争入札により発注する建設工事等（以下「当該工事等」という。）を対象とする。

(有償頒布の対象者)

第3条 当該工事等の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を対象とする。

(有償頒布の方法)

第4条 有償頒布は、旭川市水道局が当該工事等の公告において指定する販売店（以下「販売店」という。）に設計図書を貸出し、販売店において複写して販売する方法により行うものとし、購入代金は、入札参加希望者の負担とする。

2 販売代金は、旭川市水道局が決定した単価に複写した枚数を乗じた金額とする。

3 販売は、旭川市水道局が指定した期間内で販売店の営業時間内に行うものとする。

4 入札参加希望者は、設計図書の購入申込に際しては、設計図書購入申込書（様式1、以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、販売店に提出しなければならない。

5 販売店は、設計図書を販売したときは、購入を確認するための押印がなされた設計図書購入確認書（様式2、以下「購入確認書」という。）を当該入札参加希望者に交付するものとする。

6 設計図書の購入代金は、当該入札が中止された場合であっても、返還しないものとする。

(購入確認書の提出)

第5条 当該工事等の入札参加者は、設計図書購入の証として、入札時に購入確認書を提出しなければならないものとし、当該工事等が共同企業体結成を入札参加の条件としている場合は、共同企業体の構成員のうち少なくとも1社以上の購入確認書を提出しなければならないものとする。

(申込書の提出)

第6条 販売店は、入札参加希望者から提出された申込書を、当該工事等に係る設計図書の返却時に、経営企画課契約係に提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 販売店は、設計図書等の内容、購入申込者その他この業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

設計図書購入申込書

販売店名

申込日	年 月 日
-----	-------

御中	FAX. NO	0166- -
----	---------	---------

次の事項を誓約した上、次の工事の設計図書購入を申込みます。

- ・ 次の工事等の入札参加資格もしくは共同企業体の結成を条件とする場合の共同企業体構成員の条件を全て満たしております。
- ・ 購入した設計図書は次の工事等の入札金額積算以外には使用いたしません。
- ・ いかなる理由があろうとも、購入した設計図書は、所属する次の工事等のために結成された共同企業体構成員以外の者に関覧、複写及び譲渡いたしません。

工事（業務）名			
入札日		月 日	工事(業務)番号
購入申込者	住所 商号又は名称 代表者氏名		
	担当者名		
	電話番号		

【注意事項】

- 1 様式1及び2について、記入漏れの無いよう確認願います。
- 2 購入申込は、この申込書によるものとし、公告により指定された販売店にFAXした後、販売店からの「販売日時、金額」の連絡をお待ちください。
- 3 設計図書の一部だけの販売はいたしません。
- 4 販売は、申込の翌日以降になる場合があります。早目に申込みしてください。
- 5 購入にあたっては、設計図書と引換えに本書（切り取らずに）提出が必要となります。

(様式2)

入札時提出用

設計図書購入確認書

旭川市水道事業管理者

次の工事等の設計図書購入いたしました。

工事（業務）名			
入札日		月 日	工事(業務)番号
購入者	住所 商号又は名称 代表者氏名		

【注意事項】

- 1 本書は領収書ではありません。
- 2 本書の再発効は認めませんので、入札まで大切に保管してください。
- 3 入札時に本書（様式2）により購入確認のできない入札は無効となります。
- 4 共同企業体結成を条件としている場合は、構成員のうち少なくとも1社以上が購入していることを確認します。
- 5 図面等について、見づらい箇所は、次の場所で閲覧してください。
- 6 問い合わせ先：旭川市水道局経営企画課契約係
(旭川市上常盤町1丁目水道局庁舎3F)
TEL 0166-24-3171

※販売店記入欄 上記工事等の設計図書を販売いたしました。 年 月 日 購入 確認印

(様式 3 - 1)

販 売 店 届 出 書

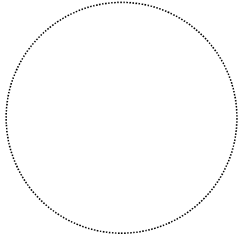
設計図書使用貸借にあたって、契約を締結したので、次のとおり届出します。

販売店の住所	〒 ー
販売店の名称	
販売店の休日	毎週 曜日
販売店の営業時間	: ~ : まで
販売店の電話番号	
販売店のFAX番号	
販売店の担当者名	
購入確認用の印	

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

受 理



住 所

氏 名

主 管 課	課 長	課長補佐	係 長	係

(様式3-2)

販売店届出書

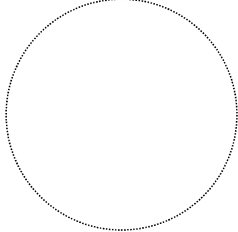
設計図書使用貸借にあたって、届出事項に変更が生じたので、次のとおり届出します。

変更となる事項	
変更前	
変更後	

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

受 理



住 所

氏 名

主 管 課	課 長	課長補佐	係 長	係

(様式4)

設計図書返却届出書兼販売終了報告書

工事(業務)名							
入札日	年	月	日	工事(業務)番号			
期間	年	月	日	～	年	月	日

以下のとおり設計図書を返却するとともに、設計図書を提出書類のとおりに販売したので報告します。

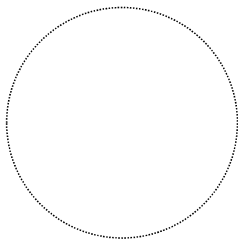
返却書類	数量	備考
上記工事の設計図書	一式	

提出書類	数量	備考
設計図書購入申込書		

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

受 理



住 所

氏 名

(様式5)

設計図書使用貸借連絡表
(旭川市水道局→販売店)

年 月 日

販売店名

建設工事等入札に係る設計図書使用貸借について次のとおり連絡する。

工 事 (業 務) 名	
入 札 日	月 日 工事(業務)番号
使 用 貸 借 の 期 間	公告日 (月 日) ~入札日の翌日 (月 日)
販 売 期 間	公告日 (月 日) ~入札日の前日 (月 日)

用紙の規格及び複写の種類ごとの枚数

A 1 普通紙 コピー	枚	
A 2 普通紙 コピー	枚	
A 3 普通紙 小型コピー	枚	
A 4 普通紙 小型コピー	枚	
C D-R	枚	

その他の連絡事項

使用貸借契約書

- 1 使用貸借物件 旭川市水道局建設工事等入札に係る設計図書（詳細は、仕様書のとおり）
- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 使用貸借料 無償とする。

上記の使用貸借について、旭川市水道事業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって使用貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 旭川市水道事業管理者 印

乙 住 所 印
氏 名

建設工事等入札に係る設計図書使用貸借契約約款

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする使用貸借契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 契約書記載の契約期間中、仕様書に従い、契約書記載の旭川市水道局建設工事等入札に係る設計図書(以下「設計図書」という。)ごとに使用貸借期間(以下「貸借期間」という。)を定め、甲は、設計図書を乙に貸し出し、乙は、借り受けた設計図書を複写し販売するものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約期間終了後、又は契約解除後も同様とする。

4 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(指示等の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(所有権等)

第4条 設計図書の所有権は甲に帰属し、乙はそれを善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 設計図書を目的外に複写し、返却後において保有してはならない。

(甲の解除権)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、期間内に契約を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(3) 第7条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第6条 甲は、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲が、この契約について重大な違反をし、その違反により契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、第5条第2項に規定する場合のほか乙の責に帰する事由により、甲に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(協議)

第9条 この約款に定めるもののほか、乙は旭川市水道局契約規程及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲、乙協議して定める。

仕 様 書

1 目的

旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領に基づく、設計図書の使用貸借及び設計図書販売内容を定め、入札参加者への利便性の向上及び入札事務の適正かつ円滑な執行に資することを目的とする。

2 使用貸借の期間

使用貸借の期間は旭川市水道局が設計図書ごとに設計図書使用貸借連絡表(様式5)により示すものとする。

3 使用貸借及び設計図書販売の内容

旭川市水道局が建設工事等入札ごとに行う手続きのうち、当該入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に示す設計図書を次の事項に従い販売するものとする。

(1) 販売物件

旭川市水道局が入札ごとに貸し出しする設計図書の写しを販売する。

(2) 販売対象者

旭川市水道局建設工事等入札参加資格者である入札参加希望者に対し販売する。

(3) 販売価格

旭川市水道局が用紙の規格及び複写の種類ごとに決定した単価に枚数を乗じた金額を販売価格とする。

決定単価は別紙「単価一覧表」のとおりとする。

(4) 販売期間

使用貸借の期間内を販売期間とし、販売店届出書(様式3)により届け出た営業時間を販売時間とする。

なお、旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する旭川市の休日以外を休日とする場合は、使用貸借の期間以前にあらかじめ旭川市水道局に報告するものとする。

(5) 販売場所

旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格審査申請において登録した旭川市内の店舗において直接販売するものとする。ただし、入札参加希望者の都合により直接販売が困難な場合は、郵送等により販売できるものとする。

なお、一件の工事(業務)につき、二軒の販売店で販売を行うものとする。

(6) 販売の手順

ア 販売店は、契約担当課から電話連絡を受けた後、販売開始日の当日までに契約担当課から直接設計図書を借り受けする。

イ 販売店は、入札参加希望者から設計図書購入申込書(様式1)をファクシミリで受領することにより、購入申込を受け付けする。

ウ 販売店は、購入申込を受け付けるときは必ず当該入札参加希望者が旭川市水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていることを確認する。

エ 販売店は、販売日時を購入申込日の翌日などできるだけ早い時期に設定し、受け付け後、直ちに当該入札参加希望者に販売日時と販売金額を電話連絡するものとする。

オ 販売店は、購入代金及び設計図書購入申込書(様式1)と引き換えに複写した設計図書に購入確認済の購入確認書(様式2)を添えて販売する。

カ 販売店は、入札予定日の翌日以降速やかに設計図書返却届出書兼販売終了報告書(様式

4)を契約担当課に提出し、設計図書返却と販売終了報告をする。

4 提出書類

(1) 販売店届出書（様式3-1）

契約締結時及び届出内容変更時に直ちに契約担当課に提出すること。

(2) 販売店届出書（様式3-2）

届出内容変更時に直ちに契約担当課へ提出すること。

(3) 設計図書返却届出書兼販売終了報告書（様式4）

入札ごとに示す入札予定日の翌日以降、速やかに契約担当課に提出すること。

5 契約担当課

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局 上下水道部経営企画課契約係

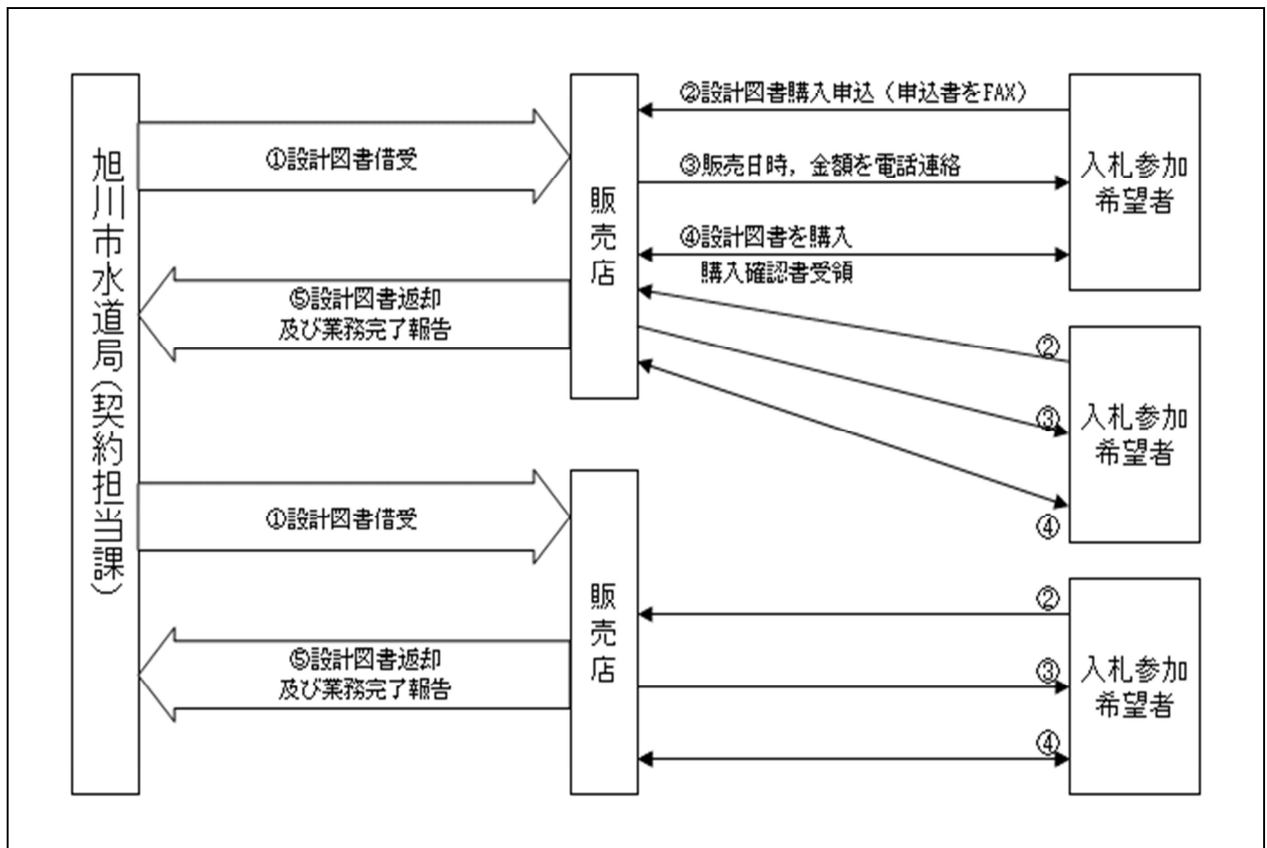
TEL 0166-24-3171

6 その他

(1) 販売店と入札参加希望者との間に起きた紛争について、旭川市水道事業管理者は一切の責任を負わないものとする。

(2) 販売店は、本仕様書のほか旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領に定める事項を遵守しなければならないものとする。

図1 設計図書販売のイメージ



単 価 一 覧 表

規格及び種類	1枚当たりの単価 (円)
A 1 普通紙コピー	
B 2 普通紙コピー	
A 2 普通紙コピー	
B 3 普通紙コピー	
A 3 普通紙小型コピー	
B 4 普通紙小型コピー	
A 4 普通紙小型コピー	
C D - R	